

國學院大學學術情報リポジトリ

博物館史における三宅米吉の位置：

「博学連携」史の一側面：

國學院大學博物館学講座開設60周年記念特集：

博物館・博物館学の諸問題 2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 會田, 康範, Aida, Yasunori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000334

博物館の理念的認識の推移について

駒見和夫

わが国にミュージアムの発想が伝えられ、博物館を創設して

活動が始まってから一四〇年超の年月を経てきた。この間、博物館の活動の推進を主張し、あるいはその実際を担い活動を支えた人たちは、博物館の理念をどのように認識してきたのであろうか。また、社会的な博物館理解は如何なるものであったのか。この変遷の大筋をたどることが本稿の目的である。博物館理念とは、博物館の役割や目的と言い換えてもよい。博物館理念を追究することは博物館と社会のかかわりについて、現在さらには将来を展望することにつながるものと考ええる。なお、戦前の資料と文献の引用にあたり、文意に反しない範囲で旧字体

は常用漢字に改めて記載した。

一、導入創設期の思考と社会の認識

博物館の理念をわが国で最初に説示したのは福沢諭吉である。一八六六（慶応二）年の『西洋事情』初編卷之一に博物館の項目を設け、「博物館は、世界中の物産、古物、珍物を集めて人に示し、見聞を博くする為めに設るものなり」とその役割を説き、具体的に五つの館種を羅列している。つまり、人びとの見識を深めるためのまさしく教育を目的に、各種のモノを収

集して開示する施設と捉えているのである。さらに、外編巻之二では「政府の職分」の項で人民の教育について述べ、それを担う一つに博物館を示し、役割を次のように詳述している。

又政府にて行ふ可き事件は、人民教育の大本を固くすることなり。此箇条は最も重大の事なるが故に、其条目を別にして詳かに議論す可し。其他、国内に書庫を設け、本草園を開き、博物館を建、遊園を築く等のことは、人民を開花するの一大助なるが故に、政府より其施行を助けざる可らず。其法、或は富人の私に財を散じて之を設るものあり、或は官府より之を建るものあり。何れも皆広く国人に恩を施すの趣意なり。国に是等の場所あれば、自から人心を導て放僻邪侈の風を除き、悪業に陥入る者少し。行て其場所に逍遙すれば人の健康を助け、行て其実物を観れば人の智識を博くす。

この見解では、博物館を収集展示によって知識や経験を積むための施設と捉え、そこに人びとへの教育基盤の重要性をみとめているのがわかる。国民教育のためであるから設立は政府が主導し、資産家の寄付、あるいは行政機関が担うものと主張し、

また厚生 of 効用も述べ、さらに貧富の別なく施される観覧は道徳的な価値をもつことをも説いている。

このような福沢の認識は、江戸幕府や明治政府から欧米に派遣された各種の使節団が得た知見とともに、明治政府下で創設が企図された博物館の概念をリードしていく。一八七五(明治八)年に文筆家の栗本錦雲が記した「博物館論」をみると、福沢の見解に包括された博物館の理解となっており、「博物館なる者は国の盛衰に関して其国人民の開明進歩するに随ひ此館も亦随て盛大を致すなり」と教育の意義をあげ、博物館による利益、すなわちその目的を説いている。

やがて一八七七(明治一〇)年に文部省の教育博物館が開館に至る。その「教育博物館規則」³⁾では前文に館の役割を、「教育博物館ハ文部省ノ所轄ニシテ凡ソ教育上必需ナル内外諸般ノ物品ヲ蒐集シ教育ニ従事スル者ノ搜討ニ便シ兼テ公衆ノ来観ニ供シ以テ世益ヲ謀ランカ為メ設立スル所ナリ今其規則ヲ定ムルコト左ノ如シ」と示している。教育博物館は、福沢らが西洋社会から紹介したものはやや異なる特殊分野の博物館であったが⁴⁾、教育従事者の活動への貢献と、加えて公衆への提供を目的に、教育関係の物品を蒐集する機関との位置づけがこの規則に表れている。公衆への提供の意味について明記はないが、「世

益ヲ謀ラン」とする文脈は教育従事者と公衆への知識面での貢献と捉えられる。すなわち、知識の普及を目的として物品を蒐集するとしているのである。この規則前文は二年後の改正で「内外」の語句を削除しているが主旨に変化はなく、一八八六（明治一九）年に文部省総務局所属となつて改定された「東京教育博物館総則」⁶にも引き継がれている。教育博物館に次いで、一八八二（明治一五）年には農商務省の博物館が開館する。以後、わが国の博物館概念は、この博物館と先に開館した教育博物館の二館の活動とあいまって形成されていく。

農商務省博物館の開設備は一八七五（明治八）年から内務省の所管で進められた。一八八一（明治一四）年の初めころには「内務省博物館処務規定」⁷が改正成案され、そこに博物館の職務が掲げられている。一七の条文からは、公衆の縦覧・見聞のための物品・図書の蒐集をはじめ、動植物の育成や物品・資料の購入、各種文化財の保護・保存、地方や他国の博物館との活動協力、目録作成、研究とその成果の発表、芸術振興など、内務省の博物館が果たそうとした内容を捉えることができる。大筋は現代とも合致し、基軸となる活動が網羅されているが、博物館が担う全体的な役割には触れていない。

農商務省の博物館は開館四年後に宮内省の所管となり、

一八八九（明治二二）年には帝国博物館となる。その翌年に定められた「博物館規定細則」⁸の掌務条項をみると、概ねは従前の処務規定の内容を踏襲しているが、第一に「列品ヲ整齐シ及ヒ之ヲ保管スル事項」、第二に「列品ノ精細目録ヲ調製スル事項」を揚げ、陳列については第三から第五の事項として示している。整理保管し、そのうえで陳列という流れでの配置とも考えられるが、公衆への陳列博覧の役割が抑制されたように観察される。

この三年後に人類学者の鳥居龍蔵が、帝国博物館の陳列の状況を「乱雑無法」で「古物、骨董店の恰かも大なるもの」と批判し、「半ハ以て學術学者の参考に供し半は以て廣く衆人の一斑智識を興ふることを計畫せざる可からず」として、二元的な展示を提起している⁹。鳥居は博物館を「學術技藝を導くの指南者なり。世界人民を教ふるの良師父なり」と捉えており、この人民への教育を目的とする認識からの批判と提言だといえる。

このころ国語辞典の刊行がはじまり、「博物館」も採録されている。明治中期の代表的な辞典の解説は以下の内容である。

『言海』大槻文彦 印刷局 一八九一（明治二四）年

動植鉱物、天造、人造、古今、中外、百般ノ物ヲ集メテ、衆人ノ覽ルニ供フル所。

『日本大辞書』山田美妙 日本大辞書発行所 一八九三(明治二六)年

字音。博ク物ヲ示ス館。動、植、鉱物其他天然、人造スベテノ物ヲ衆人ノ縦覧ニ供シ、智識ヲ博メサセル所。西洋ノ制。専ラ英語Museumノ対訳。

『日本大辞林』物集高見 宮内省 一八九四(明治二七)年

いにしへいまのよろづのものをならべあつて、ひとにみするところ。されば動物館にあれば、すべての動物みるべし。植物館にあれば、すべての植物みるべし。鉱物館、美術館もおなじ。

『帝國大辞典』藤井乙男・草野清民編 三省堂書店 一八九六(明治二九)年

博く物を示す館なり、動、植、鉱物其他天然、人造すべての物を衆人の縦覧に供し、智識を博めさする所とす、「上野の博物館」など。

『ことばの泉 日本大辞典』落合直文 大倉書店 一八九八(明治三一)年

天産、人造、古今、中外、百般の物を集めて、衆人に縦覧せしむる館。

いずれの説明も、各種の物品を集めて人びとが見てまわる所であり、その目的は『日本大辞書』と『帝國大辞典』が記すように、衆人の「智識を博めさする」ことなのである。明治中ごろの博物館は人びとに未だひろく認知される存在ではなかったと推測されるが、これが当時の博物館に対する社会的な認識と捉えられ、明らかに『西洋事情』の福沢の思考が踏襲されている。人びとへの知識の啓発が博物館の根幹と考えられていたからこそ、前述のように帝国博物館の陳列方法の問題点を鳥居が指摘したのである。⁽¹⁰⁾

二、社会教育に資する理解の醸成

明治後半になると、教育博物館を改組した東京教育博物館の規則が一八九九(明治三二)年に制定され、館の目的について、「高等師範学校附属東京教育博物館ハ廣ク内外ノ教育品及ヒ教育圖書ヲ蒐集陳列シテ教育ノ普及改進黨スルヲ以テ目的トス⁽¹¹⁾」としている。高等師範学校附属となつて機能の縮小が看取されるが、目的は従前よりさらに絞られ、「教育」という活動の普及改進黨するために、関係資料を蒐集陳列するとの位置

づけである。

一方、宮内省の東京帝室博物館では一九〇一（明治三四）年に事務要覧が公刊され、そこに示された「本館ノ目的及事業ノ範圍」において、「本館ノ目的ハ歴史、美術、美術工藝及天産ニ關スル物品ヲ蒐集陳列シ、之ヲ外ニシテハ公衆ノ智見ヲ啓キ、之ヲ内ニシテハ物品ノ性質、種別、應用、沿革等ヲ研究シ、以テ學術技藝ノ發達ヲ裨補スルニ在リ」と記している。物品の蒐集陳列による公衆の知識啓発という『西洋事情』以来の概念に加え、學術技藝を發達させるための資料研究も目的に掲げているのである。帝室博物館では一九〇七（明治四〇）年に官制が改正され（皇室令第一一〇号）、それまで明記のなかった目的について、「帝室博物館ハ宮内大臣ノ管理ニ属シ古今ノ技芸品ヲ蒐集保存シ及衆庶ノ觀覽參考ノ用ニ供スル所トス」と示している。先の要覧の内容からすると、「衆庶ノ觀覽參考ノ用」は公衆の知識啓発と研究のためと斟酌されるが、判然としない。

この時期に出版された国語辞典の「博物館」を引くと、

『辞林』金澤庄三郎 三省堂書店 一九〇七（明治四〇）年

動・植・鉱物其他天然、人造を問はずすべての物を陳列

して衆人の縦覧に供する所。

となっている。同じ三省堂から一八九六（明治二九）年に刊行された『帝國大辞典』と比較すると、「衆人の縦覧に供する」の目的となる「智識を博めさする」という説明が取り除かれ、帝室博物館官制と同様に肝心な部分が曖昧になっているのである。この認識は大正時代になっても継承されている。

『大日本国語辞典』上田萬年・松井簡治 富山房・金港堂書籍 一九一九（大正八）年

美術工藝品・動植物、其の他參考となるべき諸物を博く陳列して衆人の縦覧に供する所。文部省官制第六條一項十號「図書館及博物館に関する事項」

その後、帝室博物館の博物館概念はさらに限定的になっていく。一九二一（大正一〇）年に改正された官制（皇室令第一四号）では、「帝室博物館ハ古今ノ技芸品ヲ蒐集シ公衆ノ觀覽ニ供スル所トス」とあり、「公衆ノ觀覽ニ供スル」ことの意図を記していないだけでなく、従前の目的の条文にあった「保存」と「參考ノ用」の語句が削除されている。このことは博物館を、

たんに陳列観覧の場とする認識をひろめる要因になったと推測される。

これに対して、文部省の博物館は高等師範学校附属東京教育博物館から東京教育博物館へ、一九二一（大正一〇）年には東京博物館へと組織を改変して官制が定められた（勅令第二八六号）。館の目的は、「東京博物館ハ文部大臣ノ管理ニ属シ自然科学及其ノ応用ニ関シ社会教育上必要ナル物品ヲ蒐集陳列シテ公衆ノ観覧ニ供スル所トス」とあり、活動の核心に掲げていた「教育」が従来の学校教育関係への特化ではなく、社会教育のためと明示するようになった。これは改組による活動目的の転換を表している。なお、行政上における社会教育の用語は、この年から通俗教育に代わって使われるようになる。

博物館を社会教育に資するものと位置づける考えは、明治の末から提起されてきた。文部省視学官の服部教一は、博物館を社会教育上有益必要な知識教育の施設と捉えて普及を促している⁽¹³⁾。また、博物館事業促進会評議員の谷津直秀は、「博物館より受くる教育は年より云へば幼稚園の生徒より白髪の老年に及び、又生活の状態より云へば学校教育を充分に受け得ざる労働者、職工、店員等に至るまでも恩恵に浴するなり」と述べ、教育を博物館の目的に位置づけ、それに適うように展示のあり方

だけでなく、活動を組み立てるべきと主張している⁽¹⁴⁾。この博物館像は現代の生涯学習社会の博物館論に通用する。

この考えをさらに発展させ、博物館を社会教育機関とする概念を確立させたのは東京博物館長も務めた棚橋源太郎である。棚橋は博物館が国民教育の必要機関であることを大正期から説き、一九三〇（昭和五）年には『眼に訴へる教育機関』を著して博物館が社会教育の職能を有することを明示し、役割と機能体系的に捉えて博物館の活動を論じている。ここで述べられた社会教育は学校教育と専門家への学芸研究をも含むもので、博物館は社会のすべての階級と年齢の人たちに開放され、人びとが「自己を裨益し愉快を感じしめる」ための教育と楽しみの機関だとする。今日の生涯教育の理解に近い。そしてスミソニアン⁽¹⁵⁾のジョージ・グードの言葉を引き、「自然の現象及び人類の業績を最もよく説明し得べき物品を保存して、これを民衆知識の向上と文化の発展とに利用する施設」と博物館を定義づけている。博物館における物品の存在意義を、公衆の教育とその相関関係にある楽しみへの利用に位置づけた考え方である。

また、一九三五（昭和一〇）年には帝室博物館の事業に関連して総長の杉榮三郎が、博物館は「一般に事物の正確なる智識を與へる點に於いて、社會教育上缺くべからざる、機関である

ことは言を俟たない」と述べ、あわせて研究者への資料提供のための蒐集と貴重物品の保存存続が本務だと説いている。^⑮翌年には日本博物館協合理事長の正木直彦も、実物展示による社会教育的活動そのものが博物館事業であるとの認識を示している。^⑯両者の主張は国民への啓蒙を意図して、いずれもラジオ放送で全国に発せられたものである。なお、当時の政策上の社会教育は、国家による中央集権的な帝国主義政策を教育の面から支えるといった性格が強いものであった。

大正末から昭和初期に編まれた国語辞典をみると、代表的なのは四冊あり、博物館の説明は以下の内容となっている。

『広辞林』金澤庄三郎編 三省堂 一九二五（大正一四）年

動・植・鉱物其他天然、人造を問はず古今東西の庶物を蒐集・保存・陳列して衆人の縦覧研究に資する所。「上野の―」。

『大言海』大槻文彦 富山房 一九三四（昭和九）年

動植鉱物、天造、人造、古今、中外、百般ノ物ヲ集メテ陳列シ、衆人ノ覽スルニ供フル所。

『辞苑』新村新編 博文館 一九三五（昭和一〇）年

古今・東西に互つて考古学資料・美術品・歴史的遺物、その他の学術的資料を博く蒐集し、これを組織的に陳列して、一般公衆の展覽に供し、学術研究の資とし、社会教育に寄与するための施設。

『大辞典』平凡社 一九三六（昭和一一）

歴史的・学術的または美術的の事物を蒐集し、且つ組織的に陳列して一般の公衆に観覽せしむる所。

基本的には、陳列して衆人への縦覧という従前の捉え方を引き継いでいるが、『広辞林』の「蒐集・保存・陳列して衆人の縦覧研究に資する」のように、博物館の基本的な機能が説明されるようになってきた。さらに『辞苑』では、公衆への展覽と学術研究による「社会教育」への寄与の位置づけが記されている。東京博物館官制に掲げられた館の目的や、棚橋源太郎をはじめとする博物館関係者の主張が浸透した表れであろう。

その後、日中戦争の戦時下に入り、帝室博物館と、東京博物館を組織変更した東京科学博物館の官制がそれぞれ改正されている。帝室博物館官制改正は一九三八（昭和一三）年で（皇令第八号）、館の目的は、「帝室博物館ハ宮内大臣ノ管理ニ属シ古今ノ美術品ヲ蒐集シテ公衆ノ観覽ニ供シ兼テ美術ノ發達ニ資

スル事業ヲ行フ所トス」とある。改正前と比較すると、蒐集対象を「技芸品」から「美術品」として位置づけを変更し、普及活動となる美術の発達に資する事業が新たに加えられている。しかし以前と同様に、何を意図して蒐集品を公衆の観覧に供するのかが明記されていない。前掲の帝室博物館総長杉榮三郎が主張した博物館の本務を、官制の条文から読み取るのは難しい。

東京科学博物館の官制改正は一九四〇（昭和一五）年で（勅令第七五二号）、館の目的について、「東京科学博物館ハ文部大臣ノ管理ニ属シ自然科学及其ノ応用ニ関スル資料ヲ蒐集保存シテ公衆ノ観覧ニ供シ併セテ之ニ関連スル研究及事業ヲ行フ所トス」と示されている。改正前の「社会教育上必要ナル」という蒐集物品と活動の位置づけの削除が大きな変化である。博物館活動として、新たに「保存」と「関連スル研究」さらに「事業」を示し、各機能が従前より明確にされているが、「社会教育上必要ナル物品」が取り除かれたことで、それぞれの機能の意図が捉えにくくなっている。

帝室博物館と東京科学博物館の官制の改正は、いずれも館の機能を一段と具体的にしているが、博物館関係者が訴える公衆への教育という目的は伝わってこない。日本博物館協会長の

荒木貞夫は、一九四〇（昭和一五）年九月に東京中央放送局のラジオ放送講演で、博物館を社会的大衆教育機関と位置づけ、資料の蒐集観覧を基礎として一般の教育と研究に貢献し、一方、「永遠の保存」によって国民智徳の向上、および国民への自尊心と研究心を与えることが使命だと述べている。⁽⁹⁾ 国民教育と研究と保存が博物館の機能であり、その核は国民大衆の教育とする博物館理念であるが、この認識を公に掲げられた博物館官制から、一般の人たちが捉えることは難しい。ただし、荒木は軍国教育を徹底した陸軍大将で、「國家興隆の源泉を尋ね一方其國民精神の昂揚を為すと共に他方其活動の實力培養機関たる博物館振興が竝んで必要」とするように、博物館教育の使命が軍国主義に傾倒して国難打開の国民教化に資するものと考えている。該期に政府の主導で開設を目ざした中央科学博物館や国史館、大東亜博物館などは、国家主義に則った国民教化を博物館の役割に据えて提起されたものであった。

このような状況下で、博物館を法制上で規定する博物館令制定の動きが進捗する。一九四〇（昭和一五）年一〇月七日、文部省の主催により学士会館で開催された「博物館令制定ニ関スル協議会」の会議資料として、「博物館令（勅令案）」「博物館令施行規則（省令案）」「博物館ノ設備及経営ニ関スル事項（告

示案」「公立博物館職員令（勅令案）」の四案が示された。いずれも翌年四月一日の施行を予定したもので、このうち「博物館令²⁰（勅令案）」は二三条と附則からなり、博物館の目的を「博物館ハ教育学芸ニ関スル資料ヲ蒐集保存シテ公衆ノ観覧ニ供シ併セテ之ニ関連セル研究及事業ヲ行ヒ以テ国民ノ教養並ニ學術研究ニ資スルヲ目的トス 博物館ハ社会教育ニ関シ附帯施設ヲ為スコトヲ得」と定義している。これは東京科学博物館の官制を踏襲したものとみられ、蒐集保存、観覧、関連する研究と事業の実施を博物館の機能とする内容となつてゐる。それに加えて、扱う資料は教育学芸に關するものであり、目的を国民の教養と學術研究のためと示し、公衆への教育を核心的な役割とすることが明確である。さらに社会教育施設であることも記されている。

ちなみに、図書館令はすでに一八九九（明治三二）年に制定されてお（勅令第四二九号）、その目的について、「北海道府県市町村（北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム）図書ヲ蒐集シ公衆ノ観覧ニ供セムカ為図書館ヲ設置スルコトヲ得」とある。一九三三（昭和八）年には改正され（勅令第一七五号）、「図書館ハ圖書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ観覧ニ供シ其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス 図書館ハ社会教育ニ関シ附帯施設ヲ

為スコトヲ得」となつてゐる。比較すると博物館令案に示された博物館の目的は、改正図書館令の条文に倣つてゐることがわかる。けれども博物館を社会教育のための機関と位置づけた博物館令案の定義は、博物館概念について明治以降に論じられてきた内容の総括であり、また到達点とも捉えることができる。帝室博物館官制や東京科学博物館官制で明示されなかつた当時の博物館関係者の認識が、ここに集約されたともみられる。しかしながら博物館令案は、社会教育戦時体制を確立した教育審議会答申「社会教育ニ関スル件」による教育制度全般の改革などにより、²¹実現には至らなかつた。

なお、戦時下に国語辞典の新刊はなく、これによる博物館理解の状況は把握できない。

三、博物館法の制定と規定下の概念

戦後になつて、博物館の概念形成に強く影響したのは博物館法である。けれども制定までの間、一九四七（昭和二二）年に新憲法の公布にともなつて帝室博物館官制が廃止となり、新たに国立博物館官制が定められている（政令第八号）。所管が文部省に移つた国立博物館の目的は、「国立博物館は、文部大臣

の所轄とし、美術品及び歴史資料を収集保存して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連する調査、研究及び事業を行う所とする」と規定され、これは戦前から文部省所管の東京科学博物館官制と揃えた内容であるが、さらに調査の機能を加えている。一九四九（昭和二四）年には国立博物館と東京科学博物館の官制を廃止して文部省設置法が公布された（法律第一四六号）。国立博物館と、東京科学博物館を組織変更した国立科学博物館の目的は従前の官制の内容と大きな変化はない。

さらに、一九五〇（昭和二五）年に文化財保護法が制定され（法律第二二四号）、国立博物館は新設の文化財保護委員会の附属機関となった。この法律で規定された国立博物館の目的は、「国立博物館は、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する事業を行う」とあり、調査と研究の機能を削除した内容となっている。かつての帝室博物館官制の規定に立ち戻った感がある。

このような動向と並行して博物館法が検討され、一九五一（昭和二六）年に制定に至った（法律第二八五号）。条文では第一条で博物館法の目的を掲げ、第二条で博物館の定義を述べてその役割を示している。

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人若しくは宗教法人が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

法律の制定は、博物館の理解において共通基盤を確立することとなった。博物館法は一九四九（昭和二四）年制定の社会教育法を親法とし、社会教育法第五条四で博物館を社会教育施設

と規定している。これを受けた博物館法は「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与」が目的であり、当然ながら博物館の位置づけは、教育・学術・文化のための機関となる。そのうえで、第二条で博物館の機能的な目的をその定義として示している。規定上はこのような文脈であるが、博物館に対する具体的な概念は、第二条の博物館の定義でしか捉えることができない。第一条はあくまでも法の目的なのである。

第二条の定義は、博物館が扱う資料の内容と、執りおこなう機能が目的として示されている。すなわち博物館の目的は、収集・保管・展示・事業・調査研究の機能を並列して掲げており、これは戦前の帝室博物館と東京科学博物館の官制に示された目的と基本的に変わらない。異なつた部分は事業について「その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため」と示し、公衆の学びと楽しみの意図を加えた点である。また、成立しなかつた勅令案と比較すると、そこでは「蒐集保存」「公衆ノ観覧」「研究」「事業」をおこなう博物館の機能が、「国民ノ教養並ニ学術研究ニ資スル」を目的とすることを同一条文中で示しており、両者の関係が明確となっている。博物館法の定義では博物館の機能と役割の関係を把握するのは難しい。ただし、博物館法では第三条で事業の内容について、資料の収集・保管・展示・

調査研究・普及の活動を示しており、これと読み合わせれば、事業として遂行される各機能が「その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため」と理解できる。けれども定義の条文だけでは捉えられない。

ところで、博物館法公布に先立つて、前年に図書館法が制定されている（法律第一一八号）。社会教育法下に置かれ、第一条で博物館法と同様の法律の目的を掲げ、第二条に図書館の定義が示され、「この法律において図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう」とある。

条文内容は博物館の定義と共通しており、同じ社会教育施設としての認識のもとで、図書館と博物館が各法で位置づけられていることがわかる。けれども図書館の定義では、資料の収集、整理、保存、一般公衆の利用により、「その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」と示され、機能と目的の関係が明らかとなっている。一般公衆の教養と調査研究とレクリエーション等に役立つことが、図書館の目的と捉

えられる。この文脈の理解が博物館の定義と大きく異なる。時系列からみれば図書館法の条文が先に作成され、しかも戦前の図書館令を基にしているのは明らかである。これを博物館にも適用し、別に必要な事業と調査研究の機能を条文に挿入したことで、文脈上で五つの機能が博物館の目的になってしまったと理解される。なお、戦前の東京科学博物館館制と博物館令の水準を維持しながら、研究と教育を内在する機能として定義されたと捉える指摘もある。^②

そして、戦後のこのような動向で編纂された国語辞典で博物館を引くと、

『辞海』金田一京助編 三省堂 一九五二(昭和二七)年

古今東西の、自然及び文化の諸物を博く収集・保存陳列し、一般の展覧に供しその研究の資とする施設。

『広辞苑(第一版)』新村新編 岩波書店 一九五五(昭和三〇)年

古今・東西にわたって考古学資料・美術品・歴史的遺物、その他の学術的資料を博く蒐集し、これを組織的に陳列して一般公衆の展覧に供し、学術研究の資とし、社会教育に寄与するための施設。

と説明されている。博物館法制定の翌年に出版された『辞海』であるが、三省堂が一九二五(大正一四)年に刊行した『広辞林』の内容を引き継いでおり、人びとの展覧と研究のために諸物を収集・保存陳列するとの理解である。『広辞苑』は博物館が社会教育施設であることを記し、そのために蒐集、陳列して展覧、学術研究の機能をもつとする説明は博物館法の趣旨に近い。けれどもこれは新村新が一九三五(昭和一〇)年に編纂した『辞苑』と同一内容であり、一般の博物館理解は、法の制定後もしばらくは戦前と変わることにはなかった。

四、立法以降の動向と社会的理解

博物館法の博物館の定義は、制定後まったく変えられていない。法の定着によって博物館概念が一般にどのようなように認識されていたのか、『広辞苑』の改訂ではその変化が捉えられる。

二版・一九六九(昭和四四)年、三版・一九八三(昭和五八)年

古今・東西にわたって考古学資料・美術品・歴史的遺物

その他の学術的資料をひろく蒐集保管し、これを組織的に陳列して公衆に展覧する施設。

四版・一九九一（平成三）年

古今東西にわたって考古学資料・美術品・歴史的遺物その他の学術的資料をひろく蒐集保管し、これを組織的に陳列して公衆に展覧する施設。

五版・一九九八（平成一〇）年

古今東西にわたって考古学資料・美術品・歴史的遺物その他の学術的資料をひろく蒐集・保管し、これを組織的に陳列して公衆に展覧する施設。また、その蒐集品などの調査・研究を行う機関。

六版・二〇〇八（平成二〇）年

考古学資料・美術品・歴史的遺物その他の学術的資料をひろく蒐集・保管し、これを組織的に陳列して公衆に展覧する施設。また、その蒐集品などの調査・研究を行う機関。

注目すべきは、第一版の「学術研究の資とし、社会教育に寄与するための施設」という博物館の目的を示す部分が、二版以降は削除されていることである。社会教育法下で博物館は社会

教育の施設として法的な位置づけをもったにもかかわらず、博物館法が浸透した一九六九（昭和四四）年の段階で、それが捉えられない説明になっている。そのため第一版と比べると、博物館の機能だけしかわからない。博物館が、公衆への教育を主たる役割とすることの説明がないのである。法体系のもとで社会教育施設に置かれ、博物館法の目的が示すように「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ための博物館であるが、その真意が社会に認識されていないといえよう。原因の第一は博物館法第二条に規定された博物館の定義の文言にあり、第二は博物館法の適用外である国立の博物館を規定した文部省設置法と文化財保護法の、国立科学博物館と国立博物館の目的の内容にあると推察される。

『広辞苑』の解説は四版まで内容は同じで、五版になると調査・研究の機能を加え、六版に踏襲されている。この加筆は博物館法第二条を反映させたのは明らかである。この間の一九九一（平成三）年には国立の各博物館が独立行政法人となり、新法下で各館の目的が次のように掲げられた（条文中のカッコ書きの注記文は省略）。

○独立行政法人国立科学博物館法（法律第一七二号）

第三条 独立行政法人国立科学博物館は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。

○独立行政法人国立博物館法（法律第一七八号）

第三条 独立行政法人国立博物館は、博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

○独立行政法人国立美術館法（法律第一七七号）

第三条 独立行政法人国立美術館は、美術館を設置して、美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。

国立科学博物館と国立博物館の規定は、従前と比べると機能と目的が明確になっている。前者は、自然科学及び社会教育の

振興を目的に、調査研究と資料の収集・保管・公衆への供覧をおこなう。これは戦前の東京科学博物館と同じ理念であることを明示している。後者においては、国民的財産の文化財の保存と活用を目的に、有形文化財の収集・保管・公衆へ供覧・調査・研究・教育・普及を実施するのである。文化財保護法のもとで戦後に再スタートした館であるため、文化財の保存と活用が目的に掲げられて社会教育の認識は直接的に捉えにくいだが、活用を通して公衆への教育の役割が看取される。いずれにしろ、ひろく教育に資する両館の目的を条文から理解することができ。また、国立美術館も文部省設置法では、各館それぞれ「作品その他の資料を収集、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関」としていたのが、新法では目的が明瞭に示されるようになった。ただし、公衆への教育という点は目的から読み取りにくい。

各独立行政法人法では、博物館の目的を機能とわけて明確にしているが、制定後刊行の『広辞苑』六版への反映はみられず、一般には浸透していない。やはり社会的には博物館法での定義が基本認識と考えられ、その影響が大きいのである。同様の博物館理解は他の国語辞典でも捉えられる。

『学研国語大辞典』金田一春彦・池田弥三郎編 学習研究社 一九七八（昭和五三）年

古今東西にわたって、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学などに関する資料や作品を組織的に収集・保管・展示し、一般大衆の利用に供する施設。

『大辞林』松村明編 三省堂 一九八八（昭和六三）年

歴史・芸術・民俗・産業・自然科学などに関する資料を集め、整理・展示して一般の利用に供し、あわせてこれら資料の調査・研究をする機関。

『日本語大辞典』梅沢忠夫・金田一春彦・阪倉篤義・日野原重明監修 講談社 一九八九（平成一）年

歴史・芸術・民俗・産業・自然科学などに関する資料を収集・保管し、常時展示して一般に供するための施設。

『大辞泉』松村明監修 小学館 一九九五（平成七）年

歴史・芸術・民俗・産業・自然科学などに関する資料を収集・展示して一般公衆の利用に供し、教養に資する事業を行うとともに資料に関する調査・研究を行う施設。

このうち、『学研国語大辞典』は一九八八（昭和六三）年に二版が、『大辞林』は一九九五（平成七）年と二〇〇六（平成

一八）年に二版と三版、『大辞泉』も二〇一二（平成二四）年に二版が刊行されているが、いずれも解説に変化はない。

一方、一九七五（昭和五〇）年発行の『大日本国語辞典』（日本大辞典刊行会、小学館）を引くと、「歴史、芸術、民俗、産業、科学などに関する資料や作品を広く収集・保管・展示して、社会教育と学術研究に資するための施設」とあり、社会教育と学術研究を博物館の目的と記している。戦前の『辞苑』の理解に近い。二〇〇一（平成一三）年の二版でもこれが引き継がれ、新たに「動物園・植物園・水族館なども含まれる」を加え、『西洋事情』の「国内に書庫を設け、本草園を開き博物館を建、遊園を築く等のことは、人民を開化するの一大助なるか故に」を用例にあげている。『大日本国語辞典』の内容は機能に調査研究が位置づけられておらず、博物館法の斟酌に重きを置いたとはみられない。用例で示しているように、福沢諭吉以来の、公衆への教育に資する認識を勘案したものと理解される。

五、博物館定義の規定成文の経緯

博物館法に示された定義では、博物館の各機能が果たす人びとの学習と研究の目的を汲み取ることは難しい。けれども、法

制定の経緯をみると当初はそれを示す意図があったと捉えられる。法制化の動きは終戦の翌年には再始動し、一九四六（昭和二一）年九月に日本博物館協会が「博物館並類似施設に関する法律案要綱⁽²³⁾」を文部大臣に申達している。ここに掲げられた博物館の定義は、

一、動植物園水族館を、博物館類似施設とする。博物館及び類似施設は、学芸に関する資料を蒐集保管飼育栽培して公衆の観覧使用に供し、国民の教養慰安学校教育の補充及び学芸の研究に資することを以て目的とする。

とある。この認識は『眼に訴へる教育機關』で展開された棚橋源太郎の考えと共通する。目的は、学校教育と学芸研究も包括した社会教育と、その相關関係の楽しみに位置づけられ、資料の蒐集・保管・飼育・栽培・展示はそのための機能なのである。また、一九五〇（昭和二五）年に棚橋は「博物館動植物園法⁽²⁴⁾」を起草し、第一条で法律の目的を教育基本法第七条と社会教育法第三条の趣旨に基づくことを示したうえで、博物館動植物園の定義を次のように示している。

第二条 この法律で、博物館動植物園とは、諸種の文化財、標品、動植物等、教育及び学芸上価値ある資料を、蒐集、保管、飼育または植栽し、これを展示公開して、公衆の鑑賞及び教養、児童生徒の学習、並に学芸の研究に資することを目的とする施設をいう。

この定義も博物館の各機能と目的としての教育を明確にし、趣意は博物館協会案と同様である。棚橋は法案の趣旨の文中で、「わが博物館動植物園施設が、こんなに不備不振の状態にある原因にはもとよりいろいろあるが、その最大の原因は、これらが教育機關としてまだ法的に認められていないこと」と記している。だからこそ、博物館の定義についても教育機關としての位置づけを明らかにしたのである。

同年には文部省による博物館法案要綱案も提示され、数回の検討を経て一九五一（昭和二六）年二月一日に公布となる。日本博物館協会や棚橋が提起した原案は、博物館の機能的特質を考慮しながら、既存の法体制の一環としてまとめられた文部省案に収斂されたとも指摘されている。⁽²⁵⁾この間、法案に示された博物館の定義は、以下の(一)～(三)のように修訂が加えられていった。⁽²⁶⁾

①博物館法案要綱案、一九五〇（昭和二五）年一〇—十一月

2. この法律において博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料のうち、教育及び学芸上価値あるものを、収集、保管、展示して、教育的環境の下に一般公衆の利用に供し、その文化的教養の向上、レクリエーション及び学芸の調査研究等に資し、あわせてこれらの資料に関連する調査研究を行うことを目的とする施設
…。

②博物館法案、一九五一（昭和二六）年二月九日

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する有益で価値のある資料を収集し、保管又は育成し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、レクリエーション、調査研究、事業等への応用に資し、あわせてこれらの資料に関連する調査研究及び事業を行うことを目的とする施設…。

③博物館法、一九五一（昭和二六）年二月一日

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、

展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関…。

各法文の定義から博物館を理解するならば、①ではまず博物館資料を教育・学芸上の価値を有するものと位置づけて、博物館は教育の役割を担う施設であることを示している。そして収集・保管・展示の機能をもって、教育の観点から公衆の利用に提供し、それにより公衆の文化的教養とレクリエーションと学芸の調査研究に資することと、資料に関する調査研究の実施を目的とするように読み取れるが、判然としない。ただし公衆への教育に重きを置いているようには理解される。②においては、博物館資料の位置づけが有益で価値のあるものとなり、教育という価値の位置づけがみえない。また、読点が修正され、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供することが、展示だけにかかわる解釈となっている。さらに、事業も博物館の目的に加えて説明しているが、全体として細かな機能の羅列の感が強く、機能によって果たすべき博物館の役割の把握は一層難しくなっている。

この②もさらに修正され③として制定公布に至るのだが、③の理解についてはすでに述べたとおりである。いずれにしろ、博物館の目的として示された機能については当初よりほぼ固まっているが、法文推敲の過程で、その機能と博物館の役割の関係が曖昧になっていったように看取される。

六、博物館理念に対する若干の展望

終戦後、博物館関係者による博物館理念の主たる認識は、社会教育を核とした公衆への教育を目的の根幹とする戦前期の考え方を、発展的に継承していた。文部事務官の木場一夫が著した『新しい博物館』では、学術研究と教育を博物館の使命・目的と位置づけ、資料の収集と保存整理、調査研究、出版、展示の四段階を経て、その目的を達成するのだと述べている。^{②⑦} 棚橋源太郎も『博物館要綱』において、成人・学徒教育と学芸研究と娯楽を役割と位置づけ、人びとへの教育を本質とする博物館のあり方を示し、その遂行に向けた蒐集整理と保存、展示の充実をあらためて説いている。^{②⑧} いずれも、教育の使命を遂行するために各機能の整備を主張したものである。

この認識は、博物館法制定後もしばらくは博物館関係者に共

有されていた。一九五五（昭和三〇）年の博物館法の一部改正で学芸員の国家試験資格取得の規定が設けられ、資格認定科目の博物館学に対応する概説書の刊行を日本博物館協会が企画した。翌年出版された『博物館学入門』で「博物館学総論」を執筆した鶴田総一郎は、収集・整理保管・調査研究の手段によって、資料にひそむ真理を明らかにし、その成果を一般に教育普及させることを博物館の終局的な目的と示している。^{②⑨} 以後、富士川金二の『博物館学』^{③①}でも同様の考え方が捉えられる。

ところが一般の博物館概念は、前掲の国語辞典にみられるように、目的としての教育の認識がきわめて希薄なのである。主たる原因が博物館法の定義にあることはすでに述べてきた。さらに、法制化後にこれを指標とした博物館開設の進捗とともに、教育を博物館の一機能とする認識が学芸員や博物館関係者にひろがり、社会的な理解として普遍化することとなったのである。一九九〇年代以降に博物館学の概説書の刊行が多くなるが、ここでも博物館法に基づき各機能の遂行を目的として捉える博物館認識がすう勢となり、現在に至っている。博物館法制定は、法理念として近代博物館の原則を制度的に確立し、博物館の公共的性格を社会的に保障する歴史的意味をもっていた。^{③②} それは博物館固有の目的と機能を公共的な価値として、保護助成して

いくことを意図して整えられた制度であつた。⁽³⁾ 法制上教育の施設として位置づけられた意義は大きく、博物館をひろく定着させて社会的価値を高めてきた要といえるが、博物館の核心となる教育の役割を定義として理解することが難しい。本来は積極的な教育活動の実現を目指しているのだが、その認識が育まれていかないのである。これを推し進めるのは学芸員をはじめとする博物館関係者の責務といえる。

現在の博物館では各機能がそれぞれ高度・複雑化し、いずれも重要度は増大している。しかし、博物館の根源的な役割すなわち目的を見失うと、主張を強めた各機能は収まりがつかなくなり、博物館自体が曖昧な存在になってしまうことが危惧される。分化した専門性の高い機能を統合させ、諸機能の関係の構造化をとりまとめるのが博物館の目的である。だからこそ、博物館の発展には、幅広い教育の目的を根幹に位置づけて、各機能を発揮する活動に取り組むことが大切だと考えるのである。

註

- (1) 富田正文・土橋俊一編『福沢諭吉選集』一 岩波書店 一九八〇
 (2) 栗本鋤雲『博物館論』『郵便報知新聞』七九〇号 一八七五

- (3) 『教育博物館規則』（明治十年八月）教育博物館 一八七七
 (4) 明治政府が招聘した米国人教育学者のDavid Murrayが著した『日本教育史略』では、教育博物館を「普通博物館ノ如キニアラス特ニ教育上須要ノ事物ヲ蒐集セルモノナリ」と記し、諸学校を見据えた特殊な博物館と認識されている（『日本教育史略』文部省『教育史善本書』日本教育史¹ 雄松堂 一九八八）。
 (5) 『教育博物館規則』（明治十二年七月）教育博物館 一八七九
 (6) 『官報』第八六五号 一八八六（明治一九）年五月二日
 (7) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』第一法規出版 一七七頁 一九七三
 (8) 一八九〇（明治三三）年五月一六日宮内省達第六号（註（7）文獻、二五四頁）
 (9) 鳥居龍蔵『帝國博物館風俗古物歴史物品陳列方法に就て。』『教育報知』三五五・三五七・三六〇号 東京教育社 一八九三
 (10) 帝國博物館の陳列方法に対して、鳥居と同様に理学博士の箕作佳吉も、公衆へ有益な智識を提供する二元展示の実践を主張している（箕作佳吉「博物館ニ就キテ」『東洋學藝雜誌』二二五号 一八九九）。
 (11) 『官報』第四七三八号 一八九九（明治三二）年四月二日
 (12) 『東京帝室博物館事務要覧』一号 東京帝室博物館 一九〇一
 (13) 服部教一「社會教育に就きて我國の教育者に警告す」『帝國教育』三三九号 帝國教育会 二二頁 一九一
 (14) 谷津直秀「活氣ある博物館を設立すべし」『新日本』二卷二号 富山房 一二四・一二八頁 一九二二
 (15) 棚橋源太郎「國民教育と博物館」『教育時論』一一二二号 開発社 四・五頁 一九一六、同「博物館と教育」『教育時論』一四二二号 開発社 六・八頁 一九二四
 (16) 棚橋源太郎『眼に訴へる教育機關』寶文館 一・一〇・三六頁

- (16) 一九三〇
杉榮三郎『博物館の本務』『博物館研究』八巻一号 日本博物館協會
二・四頁 一九三五
- (17) 正木直彦『博物館の使命』『博物館研究』九巻一二号 日本博物館協
會 一・三頁 一九三六
- (18) 荒木貞夫「國家の興隆と博物館の重要使命」『自然科学と博物館』
一三一号 四・一〇頁 東京科学博物館 一九四〇
- (19) 横山宏ほか編『社会教育法制研究資料XIV』日本社会教育学会社会教
育法制研究会 一九二・一九三頁 一九七二
- (20) 伊藤寿朗『博物館法成立とその時代・博物館法成立過程の研究』『博
物館學雜誌』一卷一号 全日本博物館学会 二九頁 一九七五
- (21) 犬塚康博『反博物館論序説』共同文化社 一三八・一三九頁
二〇一五
- (22) 「博物館並類似施設に関する法律案要綱」『博物館研究』復興一卷一号
四頁 一九四六
- (23) 註(20) 文獻 九・二二頁
- (24) 伊藤寿朗「戦後日本の博物館活動・近代博物館から現代博物館へ」
『講座・現代社会教育VI 公民館・図書館・博物館』亜紀書房
二九二頁 一九七七
- (25) 博物館法案要綱案・註(20) 文獻 二七・三二頁、博物館法案・同文
獻 四四・五〇頁。抜粹にあたり、条文中のカッコ書きの注記文と設
置者に関する部分は煩雑になるため省略した。なお、一九五〇(昭和
二五)年十二月一日と翌二月八日に草案が出されているが(同文獻
三一・三四・四〇・四四頁)、博物館の定義の大筋は博物館法案要綱案
と同様である。また、同四月三日には最終決定案が作成されているが
(同文獻 五〇・五七頁)、従前の博物館法案と内容は変わっていない。
- (26) 木場一夫『新しい博物館』日本教育出版社 五・九頁 一九四九
- (27) 棚橋源太郎『博物館學綱要』理想社 七二・八四頁 一九五〇
- (28) 鶴田総一郎「前篇 博物館學總論」『博物館學入門』理想社 二〇・
五五頁 一九五六
- (29) 富士川金二『博物館學』成文堂 九一・一〇一頁 一九六八
- (30) 註(21) 文獻 二九・三〇頁
- (31) 伊藤寿朗「第3章 博物館法と戦後の博物館活動」『生涯学習計画と
社会教育の条件整備』エイデル研究所 一二五頁 一九九〇
- (32)